

KAZE ジェットスキー保険

ヨット・モーターボート保険

この保険は、カワサキモーターズジャパン株式会社が保険契約者となるヨット・モーターボート総合保険の明細付契約です。KAZE会員の皆様(以下会員といいます)は、被保険者としてご加入頂けます。

- 保険責任始期 加入月の1日午前0時
※加入月は、申込手続き時にご選択頂きます。
- 保険責任期間 保険責任の始期から1年間
- 加入申込締切 保険責任の始期の前月25日まで
- 保険料払込期日 保険責任の始期の前月25日までに
指定口座にお振込みください。
※詳細は、本パンフレット2ページ目
「お申し込みを希望される方へのご案内」をご確認ください。



カワサキ
ライダーズクラブ KAZE
メンバーの皆さまだけが
加入できる
カワサキジェットスキー
専用の保険です。

Kawasaki Riders' Club
KAZE

保険に関するお問い合わせ

(株)カワサキライフコーポレーション 明石営業所

〒673-8666 明石市川崎町1-1

TEL: **078-922-0363**

受付時間 8:00～17:00 月～金曜日(祝日・当社休日を除く)

KAZE に関するお問い合わせ

(株)カワサキモーターズジャパン お客様相談室内
カワサキライダーズクラブKAZE本部事務局

〒673-8666 明石市川崎町1-1

 **0120-400-819**

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
月～金曜日(祝日・当社休日を除く)

KAZE ジェットスキー保険

保険の対象

カワサキKAZE会員が所有するジェットスキーのみ。ただし、総トン数5トン未満のものに限ります※。スポーツ、レクリエーションのみに用いられるもの（漁船や旅客船等の業務に用いられないもの）。

【補償地域について】この保険の補償地域は、「日本の領海および領海基線から200Km以内の海域および内陸」の範囲内とします。

※詳細は、重要事項説明書を必ずご確認ください。

補償内容

基本補償

賠償責任条項

+

特約

搭乗者傷害危険補償特約

捜索救助費用補償特約

第三者への賠償補償（賠償責任条項）

保険金をお支払いする主な場合

被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。



◆お支払いする保険金等

引受保険会社が支払うべき賠償保険金の額は、次の①から④までの合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。

また、上記のほかに⑤の費用の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき①の損害賠償金の額が、賠償責任保険金額を超える場合には、賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合を⑤の費用に乘じた額をお支払いします。

①賠償保険金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等をいいます。また、判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

②損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

③権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をする場合にその権利を保全および行使するために必要な手続に要した費用をいいます。

④緊急措置費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

⑤争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

ご自身と同乗者のおケガに関する補償（搭乗者傷害危険補償特約）

保険金をお支払いする主な場合

被保険船舶（保険の対象である船舶）に搭乗している方が急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。



◆お支払いする保険金等

①死亡保険金

傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1名あたり傷害保険金額の全額を死亡保険金としてお支払いします。

②後遺障害保険金

傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害保険金額の4～100%に相当する額を後遺障害保険金としてお支払いします。

③医療保険金

傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院した場合、1日につき1名あたりの傷害保険金額の1,000分の1を医療保険金としてお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日が限度となります。

上記の①から③までの保険金は重複して支払いますが、支払いは負傷者1名について1名保険金額を限度とし、1回の事故で複数の者が傷害を受けた場合は、負傷者全員の合計について1事故保険金額を限度とします。

ご自身と同乗者の遭難に関する捜索救助費用（捜索救助費用補償特約）

保険金をお支払いする主な場合

被保険船舶に搭乗している方が遭難（行方不明を含みます。）したことによって、その捜索、救出または移送する活動に対して捜索費用を支出した場合に、保険金をお支払いする特約です。



遭難の発生について

搭乗者の遭難が明らかでない場合において、搭乗者が行方不明となった時から48時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者もしくは搭乗者の親族またはこれらに代わる者が警察署（水上警察署を含む）、海上保安庁等の公的機関、漁業組合、サルベージ会社または

は航空会社に対し、搭乗者の捜索を依頼したことをもって遭難が発生したものとみなします。

◆お支払いする保険金等

捜索活動に従事した方からの請求に基づき、被保険者が支出した捜索費用をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

[共通]

- 保険料をお払込みいただく前に生じた事故。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害

- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- 被保険船舶が補償地域外にある間に生じた事故。ただし、被保険船舶の補償地域からの離脱が、切迫した危険を避けるためもしくは人命を救助するためである場合は、その間に生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

【賠償責任条項】

- 保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意によって生じた損害
- 記名被保険者加入者証（被保険者証）記載の被保険者をいいます。以外の被保険者の故意によって生じた損害。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- 被保険船舶に搭乗している方に対する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損につき、その財物に対して正当な権利を有する方に対する損害賠償責任
- 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任

【搭乗者傷害危険補償特約】

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その被保険者に生じた傷害
- 酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に、その被保険者に生じた傷害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その被保険者に生じた傷害
- 傷害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額

- 平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷、感染症（たんだく りんぼせんえん はいけつしやう ほしやうふう）、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。）
- 被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない方によって、被保険船舶が操縦されている間に生じた傷害
- 被保険者が頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
- 被保険者の入浴中の溺水（水を吸引したことによる窒息をいいます。）。ただし、入浴中の溺水が、引受保険会社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合は、保険金を支払います。
- 被保険者の誤嚥（えん）（食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること）をいいます。）によって生じた肺炎

【捜索救助費用補償特約】

- 被保険者の故意によって生じた、その被保険者にかかわる損害
- 被保険者が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる損害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる損害
- 被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない方によって、被保険船舶が操縦された場合に生じた損害

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

保険金額と保険料

■ 保 険 金 額

保険金額（支払限度額）とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく保険金額（支払限度額）、免責金額（注）につきましては、加入申込票の「保険金額」欄、「免責金額」欄および普通保険約款・特約でご確認ください。
 （注）免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

■ 保 険 金 額 表

賠償責任	搭乗者障害危険補償		捜索救助費用補償
	1名保険金額		
1事故につき	死亡・後遺障害	医療保険金日額	1事故につき
3,000万円 免責金額（自己負担額）10万円	1,000万円	10,000円	50万円

■ 保 険 料

（年間保険料）

タイプ	Aタイプ（100馬力以下）	Bタイプ（100馬力超）
保険料	34,820円	72,240円

期中でご加入いただいた際も左記の保険料となります。

お申し込みを希望される方へのご案内

(1) ご加入いただける方の範囲

- この保険は、カワサキモーターズジャパンを契約者とし、カワサキライダーズクラブKAZE会員（以下会員といいます）のヨット・モーターボート総合保険への加入依頼に基づき会員を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けられる方）として締結する明細付契約です。被保険者の皆様には、加入者証（被保険者証）を発行します。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。
- 加入依頼人および記名被保険者はカワサキライダーズクラブKAZE会員にかぎりず。

(2) 加入手続きについて

申込手続き完了後、登録頂いたメールアドレスにお送りするメールに保険料払い込み方法について記載がございます。保険料の払込方法は指定口座にご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 解約返れい金の有無

解約返れい金はありません。

(4) ご加入上のご注意

- 加入者証（被保険者証）の発行は、約2週間ほどかかります。ご登録いただいたメールアドレス宛てに送付いたします。
- 振込手数料は、お客様負担となります。
- KAZEジェットスキー保険は、ヨット・モーターボート保険のペッ

トネームです。

(5) 保険責任期間・加入申込締切・保険料払込期日について

- 保険責任始期：加入月の1日午前0時
※加入月は申込手続き時にご選択いただけます。
- 保険責任期間：保険責任の始期から1年間
- 加入申込締切・保険料払込期日：

保険責任の始期	保険責任の終期	加入申込締切 保険料払込期日※
2025年 3月1日	2026年 2月28日	保険責任の始期の 前月25日まで
2025年 4月1日	2026年 3月31日	
2025年 5月1日	2026年 4月30日	
2025年 6月1日	2026年 5月31日	
2025年 7月1日	2026年 6月30日	
2025年 8月1日	2026年 7月31日	
2025年 9月1日	2026年 8月31日	
2025年10月1日	2026年 9月30日	
2025年11月1日	2026年10月31日	
2025年12月1日	2026年11月30日	
2026年 1月1日	2027年12月31日	
2026年 2月1日	2027年 1月31日	

※期日まで保険料の振込が確認できない場合は、ご希望の保険責任の始期からのご加入ができません。

※上記以外にも注意事項がございます。詳細は、重要事項説明書を必ずご確認ください。

万が一事故にあわれたら

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ① ケガ人の救護（救急車は119番）
- ② 海上における事件・事故の海上保安庁への緊急通報（118番）
- ③ 損害の発生および拡大の防止
- ④ 盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
- ⑤ 相手の確認
- ⑥ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間 365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	船体条項	賠償責任条項	搭乗者傷害危険補償特約	捜索救助費用補償特約
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●	●
②引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <small>※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。</small>	警察署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書・所轄官署の発行する証明書・船舶所有者からの使用許諾が確認できる書類・航海日誌	●	●	●	●
③損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類					
ア.他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本				
イ.他人の財物の滅失、破損もしくは汚損の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収証、決算書類、事故前後の売上計画・実績、小型船舶登録証明書・船籍票・船舶検査証書、船舶検査手帳	—	●	—	—
ウ.アおよびイのほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類					
エ.損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書				
オ.共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	引受保険会社所定の権利移転証（兼）念書				
④身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類					
ア.死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本	—	—	●	—
イ.後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類				
ウ.その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、引受保険会社所定の同意書				
⑤被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士等の費用が確認できる書類・明細書	—	●	—	—
⑥その他必要に応じて引受保険会社が求める書類					
ア.加入者証（被保険者証）					
イ.被保険船舶、保険金の支払対象となる船舶等であることを確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、売買契約書				
ウ.保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本				
エ.損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、賃貸借・リース・レンタル契約書	●	●	●	●
オ.質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書/証				
カ.引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	調査に関する同意書				
キ.他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知				

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めた場合や損害賠償金等を支払った場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

■このパンフレットは、ヨット・モーターボート総合保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
0570-022-808 【受付時間】 平日 9:15 ~ 17:00
【ナビダイヤル (有料)】
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

【代理店・扱者】
カワサキライフコーポレーション明石営業所
〒673-8666 明石市川崎町 1-1
TEL: 078-922-0363 【受付時間】 8:00 ~ 17:00
月～金曜日（祝日・当社休日を除く）

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第二部第三課
〒540-8677 大阪市中央区北浜 4 丁目 3-1
TEL: 06-6220-2943 FAX: 06-6233-1827